

2025年度

環境経営レポート

活動期間 2025年4月1日～2026年3月31日

株式会社タイヤリサイクル北海道

1. 組織の概要

■事業所名・所在地等

事業所：株式会社タイヤリサイクル北海道

所 在：〒007-0890

北海道札幌市東区中沼町45-55(札幌市リサイクル団地内)

設立年月：1998年(平成10年)2月16日

資 本：4,000万円

年 度	2023年度	2024年度	2025年度	単 位
金 額	79	81	98	百万円

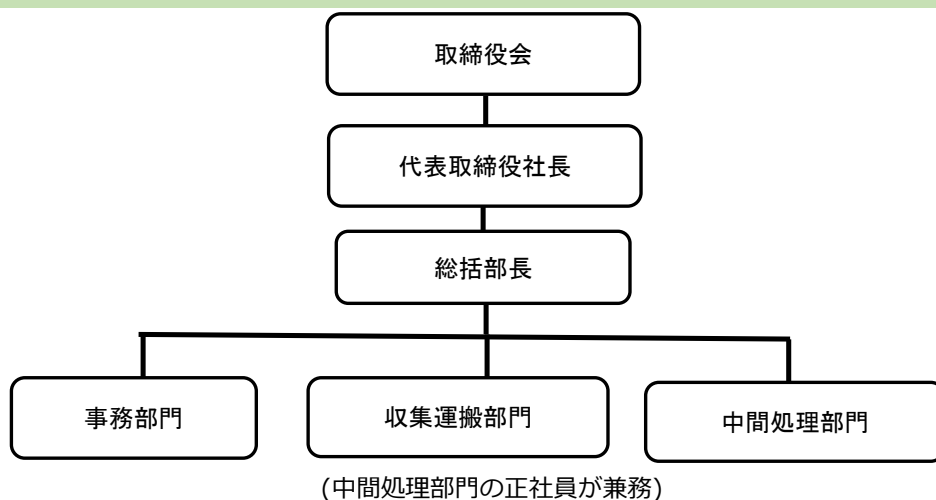
代 表 者：代表取締役社長 葛西 祐康

2020年(令和2年)7月1日就任

沿 革

1998年	・会社設立(タイヤ販売会社7社、収集・運搬会社7社が出資) ・産業廃棄物中間処理施設(破碎)設置許可取得 ・タイヤ切断工場・設備完成 ・産業廃棄物中間処理業許可取得
2005年	・タイヤ切断設備の更新 ・産業廃棄物収集運搬業許可取得(積替保管無し、北海道全域)
2013年	・トラック・バス用タイヤからタイヤチップを製造するため、タイヤビード抜き機を設置。
2015年	・エコアクション21認証登録
2017年	・同更新
2018年	・産業廃棄物処理業許可更新 優良認定取得
2019年	・エコアクション21認証登録
2020年	・産業廃棄物収集運搬業許可更新 優良認定取得
2021年	・エコアクション21認証登録 ・タイヤビード引抜機増設
2022年	・トラック・バス用タイヤビード引抜機の増設
2022年	・廃タイヤシュレッダー(細破碎機)の導入
2023年	・エコアクション21認証登録
2025年	・産業廃棄物処理業許可更新 優良認定継続取得

組 織 図



■環境経営管理責任者・事務局連絡先

責任 代表取締役 葛西 祐康

事務 総括部長 山崎 祐司

連絡 北海道札幌市東区中沼町45-55(札幌市リサイクル団地内)

Tel. 011-791-5349 Fax . 011-791-5342

E-mail = yamazaki@trho.co.jp

■事業活動の主な内容

- 1) 廃タイヤ等の収集・運搬、処分業
- 2) 廃タイヤ等の中間処理後、再資源化した化石燃料代替及びゴム粉原料等チップの販売
- 3) 廃タイヤ等の中間処理後、再資源化した金属くずの販売

■事業の規模

区 分 年	2023年度	2024年度	2025年度	単位
廃タイヤ等搬入量計	4,575	4,369	4,529	t
廃タイヤ等中間処理量（2次加工含）	6,293	5,431	5,077	t
中間処理後再資源化物販売量	5,300	4,229	4,366	t
従業員数	7	7	7	人
土地面積	9,900(札幌市より借用)			m ²
工場建物	604			m ²
チップヤード	315			m ²
事務所	63			m ²

* 中間処理後、タイヤチップ、金属くず(ホイール、ビードワイヤー) は全量が再資源化物として販売され、産業廃棄物は、発生しない。

■廃棄物処理業許可関係

1) 産業廃棄物収集運搬業(北海道)

(1) 事業計画の概要

北海道内の事業者が排出する産業廃棄物(廃タイヤ、ベルト等)を収集し、自社事業所へ適正に運搬する。

(2) 許可の概要

- ・ 許可番号 第00100054796号
- ・ 取得年月日 令和2年(2020年)6月3日※優良認定取得
- ・ 許可期限 令和9年(2027年)5月30日
- ・ 事業の範囲 廃プラスチック類、金属くず。積み替え保管なし。

2) 産業廃棄物処分業(札幌市)

(1) 事業計画の概要

- ・ 自社収集又は収集運搬業者が収集した産業廃棄物(廃タイヤ、ベルト等)を引き取り、当該施設のタイヤ切断機でタイヤチップにする。
- ・ 製造したタイヤチップは、有価で製紙工場等利用先に納入する。
- ・ 選別により排出されたホイール、ビードワイヤー等の金属くずは、売却する。

(2) 許可の概要

- ・ 許可番号 第05120054796号
- ・ 取得年月日 令和07年(2025年)7月2日※優良認定取得
- ・ 許可期限 令和14年(2032年)7月23日
- ・ 事業の範囲
 - ①破碎(廃タイヤの破碎に限る。) ア. 廃プラスチック類
 - ②選別(ホイール及びビードワイヤーの抜き取りに限る。) イ. 金属くず
 - ③切断(ゴムホース、コンベアベルトに限る。) ア. 廃プラスチック類

3) 産業廃棄物処理施設設置変更許可(札幌市)

- ・ 許可番号 札事産施許可第22-01号
- ・ 取得年月日 令和4年(2022年)9月7日
- ・ 施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設(施行令第7条第7号)
- ・ 廃棄物の種類 廃プラスチック類(廃タイヤ)
- ・ 処理能力 87.44t/日(8時間稼働)

- * 1. 一般廃棄物収集運搬業は、
法第7条第1項但し書/施行規則第2条第8項により許可不要
- * 2. 一般廃棄物処分業は、
法第7条第6項但し書/施行規則第2条第3第6号により許可不要。
また、一般廃棄物処理施設設置は、法第15条の2の5一般廃棄物処理施設設置者の特例により届出(平成17年(2005年)4月28日一般廃棄物処理施設設置届出受

■古物商許可関係(北海道公安委員会)

許可番号 第101040000303号
許可年月日 平成10年(1998年)9月25日

■施設の概要

1) 運搬車両

名 称	保有台数
2トンアルミバン (ディーゼル車)	1

*平成27年基準適合低燃費車達成車

2) その他重機等

名 称	保有台数	免許取得者
ショベルローダー	1台	2名
フォークリフト	2	2名
スーパー	1	3名

廃プラスチック(廃タイヤ)中間処理施設・・・切断機、背割り機、ビード抜き機等(許可内容)

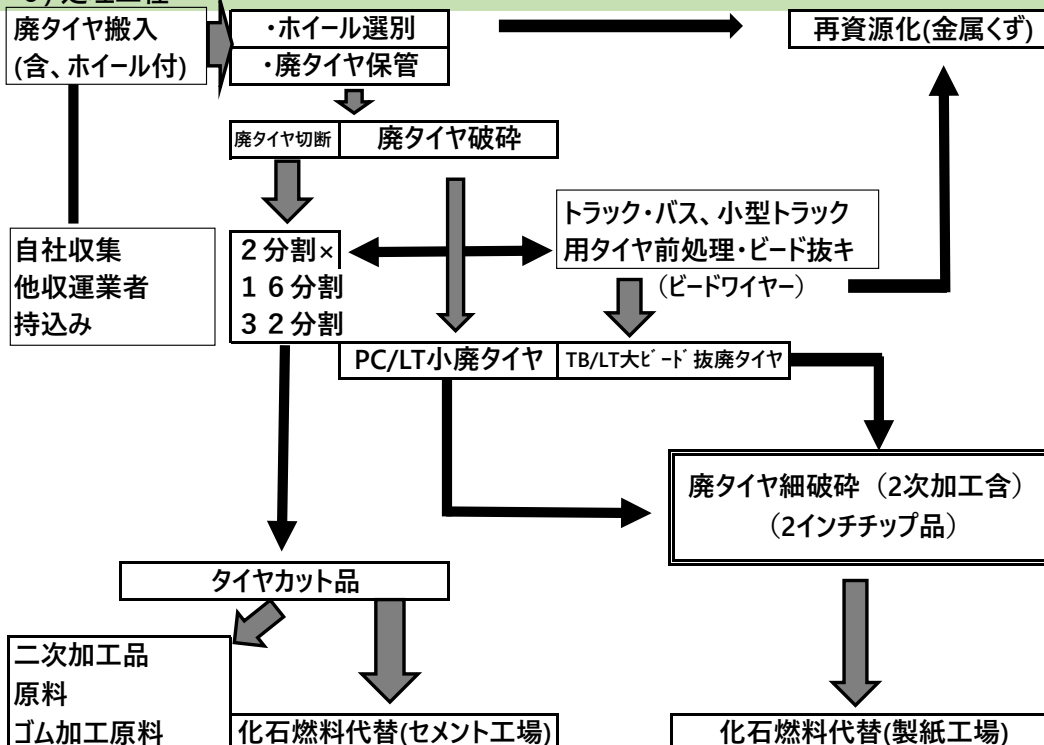
機械設備		台数	処理能力t/日
破碎	トラックバス用タイヤ自動背割り機	1	トータル87.44t/日
	トラックバス用タイヤ16分割切断機	1	
	小型トラック用タイヤ自動背割り機	1	
	乗用車用タイヤ16分割切断機	1	
	乗用車用タイヤ自動背割り機	1	
	乗用車用細破碎機(2インチ)	1	
切断	大型・ノーパンクタイヤ切断機	1	0.32t/日
選別	ホイール抜き機	2	10.0t/日
	ビードワイヤー抜き取り機	2	26.8t/日

4) 台貫(トラックスケール) 1台

5) 保管施設

廃棄物の種類	最大保管量(t又はm ² 、m ³)	最大保管高さ	季節による制限
廃プラスチック類(廃タイヤ)	2,170m ³	2.5m	4～10月
	3,000m ³		11月～翌年3月
〃 (チップ)	135m ² (202t)	3m	なし
〃 (チップ)	180m ² (270t)	3m	なし

6) 処理工程



◆2023年～2025年度 処理実績 及び リサイクル（リカバリー）率

単位：t

	2023年度	2024年度	2025年度
--	--------	--------	--------

廃タイヤ等収集量	226	245	229
廃タイヤカット品等仕入	820	753	665
廃タイヤ等受入量	3,529	3,371	3,635
廃タイヤ等搬入量計	4,575	4,369	4,529

中間処理	廃タイヤ（廃プラスチック・2次加工含）	6,153	5,302	4,976
	金属くず(ホイール、ビードワイヤー)	140	129	101
	計	6,293	5,431	5,077
中間処理及び再資源化量		5,124	4,229	4,272

	産業廃棄物排出量（廃ブラ・汚泥）	5.0	1.3	0.5
	サーマルリカバリー率	92.9%	96.9%	95.4%
	マテリアルリサイクル率	7.0%	3.0%	4.6%
	リサイクル（リカバリー）率（%）	99.9%	100.0%	100.0%
	在庫率（%）年度繰越	7.9%	11.9%	17.4%

◆環境経営方針

■基本理念

当社は、タイヤ業界主導により運営されている中間処理工場で廃タイヤチップを製造し、化石燃料使用の製紙・セメント工場及び加工原料用としてゴム粉製造工場に供給しています。この事業活動は、循環型資源活用社会形成の推進、化石燃料代替による排出ガスの低減等に資していますが、更に継続して事業活動に伴う環境負荷の低減を図り、また、受託したものの全てのリユース・リサイクルを図り、環境保全に努め、関係法令遵守の下、企業の社会的責任を果たしてまいります。

■行動指針

1. 具体的な取組

以下について環境目標・活動計画を策定、実行し、また、実施結果について定期的に評価・見直しを行い、継続的に改善策を策定・実施します。

- イ. タイヤチップ製造の効率化等電力の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減
- ロ. 収集運搬車、重機の燃料消費に伴う二酸化炭素の削減
- ハ. 一般ごみの分別・削減
- ニ. 節水教育による水資源の節約
- ホ. 事務用品等のグリーン購入・コピー用紙等の節約

2. 法令遵守

廃棄物処理法をはじめとして事業活動に関連する環境関連法律・施行令・施行規則、道及び市条例を遵守します。

3. 周知・公表

全従業員に終礼、研修、掲示等により当社環境方針を周知徹底し、理解させます。
また、環境方針、環境レポートは、公表します。

株式会社タイヤリサイクル北海道

代表取締役社: 葛西 祐康

◆環境経営目標(環境負荷削減目標及び平均値原単位)の実績

●実施状況 ○：100%達成 △：目標に対して90%以上達成 ×：90%未満不達

■中長期目標（2023年基準年） 2026年6月15日作成

項 目			2 0 2 3 年度(基準年度)				2 0 2 5 年度目標・実績							
			実数値	単位	平均値対 比原単位		目標 削減%	実績		実施 状況	目標 削減%	平均値対比原単位		実施 状況
					実数値	単位			削減%			実績	削減%	
温室効果ガス排出量	＊ 電力		67,698	Kg-CO ₂	13.57	Kg-CO ₂ /t	-30%	40,667	-40%	○	-30%	9.32	-31%	○
	化石燃料		27,498	Kg-CO ₂	5.51	Kg-CO ₂ /t	-2%	22,871	-17%	○	-2%	5.42	-2%	○
	排出量計		95,196	Kg-CO ₂	19.08	Kg-CO ₂ /t	-22%	63,538	-33%	○	-22%	14.74	-23%	○
エネルギー投入量(使用実数)	購入電力(除、新エネルギー)		123,757	Kwh	24.67	Kwh/ t	-2%	105,629	-15%	○	-2%	24.21	-2%	△
	化石燃料使用	灯油	978	L	0.20	L/ t	-2%	1,595	63%	×	-2%	0.37	85%	×
		*液化石油ガス(LPG)	27.3	Kg	0.005	Kg/ t	-2%	16.8	-38%	○	-2%	0.005	0%	△
		ガソリン	242	L	0.05	L/ t	-2%	336	39%	×	-2%	0.08	60%	×
		軽油	9,081	L	1.86	L/ t	-2%	6,998	-23%	○	-2%	1.60	-14%	○
＊ 廃棄物排出量及び廃棄物最終処分量	一般廃棄	一般ごみ	527	Kg	0.10	Kg/ t	-2%	401	-24%	○	-2%	0.09	-10%	○
		資源ごみ	65	Kg	0.01	Kg/ t	-2%	65	0%	△	0%	0.02	100%	×
		排出量計	592	Kg	0.11	Kg/ t	-2%	466	-21%	○	-2%	0.11	0%	○
	産業廃棄物		5.1	t	0.00	t/ t	-2%	0.5	-89%	○	-	0.00	-	-
＊ 水使用量(=下水道排水量)	上水、下水道		510	m ³	0.10	m ³ / t	8%	658	29%	×	8%	0.150	50%	×

◆環境経営計画の取組結果とその評価、2025年度の取組内容

■2025年度環境活動計画の取組結果

内容:○ 実行 △ 一部実行・検討 ×未実施

◆温室効果ガス排出量の削減

2026年6月30日作成

環境目標	取組内容	実施詳細	実施状況	内 容
電力使用量	消費電力の削減	電気監視システム(事務所・工場)で用量を見える化しデマンド・使用量を抑制する	○	節電意識の定着化
		事務所、工場とも使用していない場所及び時間帯は消灯する。	○	継続実施運用
		事務機器及び、工場内設備等は、交換時期に省エネタイプに切り替える。	○	照明完了した
	電化製品の節電	事務機器、パソコン等の電源は、使用しない機器及び時間帯は切断する	○	実施している、継続実施
		空気清浄器、トイレ、事務所・応接室の換気扇は不要時電源を切る。(換気対策継続中)	○	感染症対策継続実施
	工場の節電(9割が工場設備に係る消費)	CM細破砕機/TB切断機/ベルト採取機、操業シフト量を調整過度な集中を避けデマンドをコントロールする	○	新電力「調達面」デマンド「運用面工夫」の組み合わせによる環境・コストの双方でシナジー効果発揮できた
		年間シフトの見直し(繁忙期ー閑散期、夏季-冬季)、閑散期の作業を見据えた繁忙期の作業の在り方検討。		
		設備、細破砕機、ベルトコンベアの日常メンテナンス強化、清掃		○
20		チップカスの除去、点検、部品交換等)…高品質グリス導入による省力化	○	メンテナンス強化す
	灯油・ガス使用量	事務所及び休憩所は、エアコンの調節温度を適切に設定。	○	省エネ品に交換完了
		工場休憩所での灯油ストーブをエコ運転し、適性温度で運用する。(昼休み、休憩時)熱中症対策として休憩所での適宜活用を図る	○	実施している、継続実施
ガソリン・軽油使用量	車両燃料利用の効率化(ガソリンは、社用車オンリー、軽油は、重機が7割を占める。)	アイドリングストップ、急発進・急加速をしない等エコドライブの周知・徹底する	○	収集車2017燃費基準車
		秋季繁忙期中に冬季の作業効率、ストック条件等を事前に考慮し、冬季の氷割による作業ロスをできるだけ減らす。	△	降雪量多く、雪割・氷割り作業頻度多い
		トラックや自家用車、ショベル、フォークリフトのエコドライブの励行。	○	従業員の負担・軽労化推進
		省エネ車、省燃費タイヤの交換時期購入の促進(社用車、収集車)	△	HV車老朽化(2WD)⇒ガソリン車(4WD)切替使用量増加⇒EV化検討

◆廃棄物排出量の削減

環境目標	取組内容	実施詳細	実施状況	内 容
一般廃棄物の排出量	資源の保全	可能な限り分別して、資源ゴミを確実に再資源化する。(札幌市指定通りの分別を励行)	○	分別方法の掲出(壁・分別箱)
		データ電子化、両面コピーの励行、ミスコピー量の削減対策、反古紙の利用によりごみを減量化する。	○	実行している、継続実施
		持込ごみ(社員)の持ち帰りの推進継続	○	従業員浸透→更に徹底推進
		資料等できるだけメール添付でやり取りをする。電子データの活用。	○	実行している
産業廃棄物の排出量	廃タイヤ洗浄汚泥の減量	泥付廃タイヤの構内持ち込み禁止の徹底。事業所からの産廃排出は、汚泥、廃プラ等少量。(中間処理工程での産業廃棄物の発生はゼロ)	○	搬入ルールをクスケール前「掲出」注意喚起実施

◆水道水使用量(下水道排水量)の削減

環境目標	取組内容	実施詳細	実施状況	内 容
水使用量(下水道排水量)	節水意識の向上	節水を啓発する表示を行うことにより従業員の意識を高める。	○	実施している、継続実施
		細破砕機(CM)常時散水、最適な量を散水する様に徹底する	○	水道設備取付し実施
		作業着等洗濯時は全自動洗濯機により節水を心がける	○	全自動洗濯機による節水
		水使用時は、給水ハンドルを全開しない。	○	実行している
	泥付廃タイヤ、ゴムの切屑洗浄量の削減	泥付廃タイヤの構内持込禁止の徹底。ゴムの切屑の清掃励行と火花等の状況確認励行により水掛け量を減らす。	○	実行している
		エアー及びスウィーパー(車両)による清掃の励行。	○	常に徹底、励行

◆グリーン購入の推進、その他

環境目標	取組内容	実施詳細	実施状況	内 容
グリーン購入の促進	エコマーク商品	グリーン購入法適合商品のを中心(エコ商品指針)購入する。事務用品、作業衣等順次エコマーク品の購入し継続して行く。	○	基本⇒グリーン購入・エコ商品を調達する。
その他	情報提供・啓発活動	環境活動のHPでの公表…環境担当窓口(含、苦情)役割業務、環境活動レポートの公表	○	公表している。
		産廃情報ネット(WMF)の活用…廃棄物処理業許可、優良産廃認定関係の情報公表	○	公表している。
		消費者、排出者等に対する情報提供、啓発活動、外部からの意見聴取(窓口:環境事務局)、設備見学者への積極的対応。	○	実行している。
		指定可燃物である廃タイヤは、一度燃焼すると消化は困難のため、火災予防教育・訓練は必須事項:年1回は実施。(防災教育含む)	○	2026年3月25訓練実施
	教育・訓練	5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)の実践	○	継続実施中
		無災害記録”2000日”目標運動、6月20日現在1,121日)…2022年労災発生	○	継続実施850日継続中
		定例研修会の開催実施…毎月開催。テーマは前月までの環境活動報告と次月実施事項や時事・法律等	○	毎月時開催(消防訓練含む)
		定期的なゴムくず・ゴム粉の清掃(特にベルトコンベア周辺等設備は、念入りにする。)	○	継続実施
	周辺の環境整備	終業時ゴムくず・ゴム粉の清掃、火花のチェック、水掛けの励行。	○	継続実施
		工場近辺のタイヤチップの落下物チェックを常時行う。荷積み時の落下防止の徹底。	○	継続実施バトロール実施
生物多様性への配慮		敷地及び周辺の雑草刈り(2回)、植栽、花壇・花畑の維持・メンテナンス、中沼町内会「環境美化事業」、モエレまちづくり委「花と緑のまちづくり」等環境関係事業等ヘリサイクル団地協議会を通じ協賛金を拠出。生物多様性さっぽろ応援宣言企業登録及びさっぽろ生き物さがし参加	○	継続実施

◆環境関連法規等の遵守状況の確認、評価の結果、違反・訴訟等の有無

環境関連法規等の改廃等最新情報は、次の通りチェックしている。

1. 廃棄物処理法関係は、毎週環境省ホームページ「報道発表一覧」でチェックし、毎年5月に(一財)日本環境衛生センター「廃棄物」処理法法令集」で改定のチェックをしている。
2. 廃棄物処理法以外の法規、北海道、札幌市条例等は、毎年5月に夫々のホームページで改定のチェックを行っている。

2026年5月31日確認

環境関連法規等の名称		主な該当項目	確認状況
	規定対象		
廃棄物処理法	産廃の収集運搬業(道庁)	産廃収集運搬業の許可、更新・変更許可、届出/事業の範囲等	遵守確認
	一廃の収集運搬業(札幌市)	法第7条第1項但し書、施行規則第2条第8号により許可不要	遵守確認
	産廃の中間処分業(札幌市)	産廃処分(破碎)業の許可、更新・変更許可、届出/事業の範囲等	遵守確認
	一廃の中間処分業(札幌市)	法第7条第6項但し書、施行規則第2条の3第6号により許可不要	遵守確認
	産廃・一廃処理施設	産廃処理施設設置許可・変更許可、一廃処理施設設置届出/処理能力・技術管理者の設置等	遵守確認
	産廃・一廃処理基準	収集運搬、処分、保管基準/飛散・流失、車両の表示・書類携帯、保管施設の表示義務、保管量・高さ上限等	遵守確認
	産廃委託基準・マニフェスト	委託契約の締結・内容、再委託の禁止、マニフェスト無しの受託禁止、マニフェストの交付、虚偽記載禁止、回付、送付、報告義務	遵守確認
	委託契約書への記載事項の追加	排出事業者が処分業者と交わす「産業廃棄物処理委託契約書」に記載義務・PRTR対象物質含有量、より詳細な廃棄物の性情情報(2026年1月施行)	遵守確認
	電子マニフェスト報告項目、記載事項の追加	電子マニフェスト(JWNET)以下の情報入力義務化・「処分方法」・処分方法毎「処分量」・処分後発生した廃棄物や再生品の「種類と量」(2027年4月施行)	遵守確認
	その他当社に関する規定	処理行程の把握、マニフェスト交付確認、保管、報告義務、産廃の自社運搬時等排出者の義務	遵守確認
労働基準法		労働基準法9条改善基準告示(4輪以上自動車運転従事者)改正	24年4月遵守徹底
道路運送車両法		車両の排ガス規制(オフロード法は、適用外車)、騒音の防止	車検で確認
消防条例(指定数量)		灯油保管施設の材質・保管場所、基準、届出/指定可燃物(廃タイヤ・チップ)の届け出、表示、量及び保管場所の基準	遵守確認
大気汚染防止法		車両排ガスの基準	車検で確認
資源有効利用促進法		パソコン等電子機器の廃棄で業者回収に協力	発生時対応
プラスチック資源循環促進法		プラスチック廃棄物の抑制・分別収集・自主回収・再資源化	周知徹底
容器包装リサイクル法		分別、指定場所への排出(ビン、カン、ペットボトル)	適正処理
家電リサイクル法(含、小型)		テレビ、冷蔵庫、洗濯機、携帯電話、デジタルカメラ等の廃棄	発生時対応
自動車リサイクル法		自動車リサイクル促進センタールート回収確認	発生時対応
北海道公害防止条例		破碎・切断機等設備能力の変更申請時許可適用(騒音、振動規制法、札幌市産業廃棄物処理施設設置等が「ドライン」)	変更時対応
札幌市生活環境の確保に関する条例		アイドリングストップ	周知徹底
札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例		産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告(中間処分・収集運搬)	年次報告
労働安全衛生法		労働災害防止、フォークリフト、ショベルローダ運転資格の確認	免許証で確認
改正労働安全衛生規則		WBGT28度以上又は気温31℃以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超える作業が見込まれる	早期発見対策実施及び周知及び体制強化
職場における熱中症対策の強化			
道路交通法		無免許運転の禁止。安全運転管理者の設置、交通安全教育の実施	遵守確認
フロン排出抑制法		フロン回収の確認…エアコンガス補充は燃課と知り	発生時対応

環境関連法規等への違反、訴訟等はなかった。また、会社設立以来27年間、関係当局からの違反の指摘もない。

9. 代表者による全体評価と見直しの結果

1. CO2排出量、エネルギー投入量について

環境経営の推進と固定費の削減を目的、「環境配慮型新電力への切替」及び「デマンド監視システム」を導入後、年間を通じて実績確認しました。

Co2排出量は基準年対比△40%、計画比131%の削減し、基本料金の基準となる最大デマンド値を導入後35kwに削減見える化による節電意識の定着・運用見直しが相乗効果を生み、大きき成果を出しました。
化石燃料についても△17%削減、重機を適正化による成果でした。

2. その他の環境目標

- ①一般廃棄物は計画対比-21%119Kg削減。分別推進(ポスター掲出)、持込された塵の持ち帰り推進等
今後も、5Sを推進し長期末使用品及び不要物の整理を推進、分別による廃棄物の削減を目指す。